

「関ブロ等基金(大会補助・旅費)」への請求について (R7.10.21 更新)

全国大会や関東地区大会等にかかる費用を研究部費とは別に「関ブロ等基金」から補助をするものです。各種大会や理事会等に参加する場合にかかる費用は下記に従って請求をしてください。

- ①「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」の様式を、茨城県教育研究会WEBページからダウンロードする。

「教育プラザいばらき」→「茨城県教育研究会」→「ダウンロード」
→「関ブロ関係様式内容」
大会補助・旅費等請求明細書（Excel形式）をダウンロードする。

- ②「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」に必要事項を記入し、各研究部長が茨城県教育研究会会長に相談をし、決済を受ける。
- ③決済を受けた「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」を教育プラザいばらきの茨城県教育研究会事務局に提出する。その際、茨城県教育研究会会長の決済済みであることを必ず事務局に伝える。
- ④事務局で会計処理をし、現金の準備ができ次第部長に連絡をする。教育プラザで部長が受け取る。※現金を受領する際は、印鑑を用意する。

「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」の留意事項

- 1 ①**各種大会補助**は、関ブロ大会等での係（発表者、司会者、助言者等）および事務局や副部長等、研究部長が認めた会員の**参加費・資料代**とする。

②**各種大会参加旅費**は、関ブロ大会等の理事会・役員会、関ブロ大会等に出張する係（発表者、司会者、助言者等）に支給する。助言者として依頼する義務教育課や事務所の指導主事にも支給する。宿泊を伴う場合は宿泊費補助として1万円を補助する。

※一般参加者の参加費・資料代は、県教育研究会本会計の研究部予算から支出する。

※一般参加者の旅費は、県費（学校配当予算）から支出する。

※各種大会とは、茨城県内外を問わない。

※ここでのいう係とは、県教育研究会が依頼したものに限る。

- 2 関ブロ大会や全国への負担金は、県教育研究会本会計から支出するので、事務局に連絡をし、後日領収書（送料含）を事務局に提出する。
- 3 茨城大会の運営に携わる者が、前年度（または前々年度のいずれか）に、視察として他都道府県大会に参加する場合には、旅費・参加費を関ブロ基金より支出する。
※ただし、参加人数に関しては、県教育研究会長・事務局と協議の上、決定する。
- 4 旅行雑費は請求しないものとする。